

うるま市障がい者支援センターあやはし苑  
「地域活動支援センターⅢ型」運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人中陽福祉会が開設するうるま市障がい者支援センターあやはし苑「地域活動支援センターⅢ型」(以下、「事業所」という。)の適切な運営を確保するために必要な設備及び運営に関する事項を定め、事業所の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害者(以下、「利用者」という。)の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものとする。  
2 事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療・福祉サービスを提供する者等との綿密な連携を図るものとする。

(事業所の名称及び事業実施地域)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 うるま市障がい者支援センターあやはし苑
- (2) 所在地 うるま市与那城照間702番地
- (3) 事業の実施地域 うるま市

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 指導員 2名  
指導員はサービスの提供等を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
但し、12月30日から翌年1月3日まで及び国民の祝日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで。
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。  
但し、12月30日から翌年1月3日まで及び国民の祝日を除く。
- (4) サービス提供時間 午前10時00分から16時15分まで。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、おおむね10人以上とする。

(サービスの内容)

第7条 サービスの内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 創作的活動
- (2) 生産活動の機会の提供
- (3) 社会との交流の促進

(利用者等から受領する費用の種類及び額)

第8条 サービスを提供した際に受領する費用の種類及び額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 利用料(食事代) 1食当たり400円
- (2) 創作的活動に係る材料費(実費)
- 2 前項の費用の支払を受ける場合には、あらかじめ利用者に対し、内容及び費用について説明を行い、同意を受けるものとする。
- 3 第1項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証を利用者に交付するものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、サービスを利用するに当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 火器刃物等危険物の持ち込み及び施設・設備の目的外使用、酒気を帯びた状態等他の利用者への迷惑になる行為、その他社会通念上不適切な行為については、利用の中止を行うことができるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(緊急時等の対応)

第11条 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第12条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付の窓口を設置し、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備

えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、適切なサービスが提供できるよう従業員の業務体制を整備するとともに、従業員の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 適宜行う

- 2 従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持するものとする。
- 3 雇用契約においては、従業員であった者が従業員でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。
- 4 事業所は、利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

(委任)

第15条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人中陽福祉会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する  
平成31年1月1日から施行する